

補助金を受け取るまでの流れ

装置を取り付ける

○補助対象者等の要件をご確認の上、認定取扱事業者（自動車販売業者等を経由する場合を含む。）で装置を取り付けてください。



補助金の交付を申請する

○次の書類等を役場総務課又は各支所、町見出張所にお持ちください。 **郵送不可**

① 交付申請書兼実績報告書

※ 役場総務課、各支所、町見出張所又は町ホームページの「伊方町自動車急発進防止装置設置費補助金について」で入手可能です。

② 領収書の写し

③ 認定取扱事業者が設置したことを証明する書類

④ 国の認定を受けた急発進防止装置であることが確認できる書類の写し

⑤ 自動車運転免許証の写し

⑥ 自動車検査証の写し



申請内容の審査、補助金の交付決定

○交付決定されれば、交付決定通知書及び交付請求書を発送します。



補助金の交付を請求する

○交付請求書を役場総務課又は各支所、町見出張所にお持ちください。



補助金の交付

○交付請求書提出後、概ね1ヶ月以内に指定の口座へ振り込まれます。